

消費税の2重取りは許せない！

納税者の権利を守る公正な判決を！

東山税務署長を被告として、平成16年に提訴、
京都地裁第3民事部が担当しています。

裁判所職員のみなさん、おはようございます。

私たちは「消費税の2重取りを許さず、税制・税務行政をただす京都山科の会」です。

今、京都地裁で税務署の処分を取り消しを求める裁判が闘われています。原告は山科区で土木建設業を営む今西和政さんです。この7月4日には、第13回裁判が101号大法廷で行われます。

今西さんはきちんと日々帳簿付けを行い、毎年消費税申告も誠実にしてきました。町内会や取引先の信頼も厚い中小業者です。ところが東山税務署は、今西さんに対して事前の連絡もせず、調査理由もしめさず、一方的な調査を行い、最後には「帳簿の保存がない」と消費税の仕入れを認めないで売上に5%をかける処分を行いました。その結果、今西さんは3000万円もの税金負担を押し付けられました。

みなさん、帳簿がないのではありません。現に、地裁には帳簿や請求書等のコピーが3万枚もの証拠書類として提出されています。

それではなぜ税務署は「帳簿がない」と主張するのでしょうか。税務署の言い分は「税務署員の言いなりにならないから帳簿がない」というとんでもないものです。

日本弁護士会連合会も消費税の仕入税額控除を認めない処分について「消費税の付加価値税たる本質に反し『課税売上有る事業者には当然仕入がある』という前提事実を無視する不当なもの、立法として著しく不当」と意見書を公表しています。

みなさん、日本はOECD諸国の中で納税者の権利憲章がない唯一の国です。当たり前納税者の権利が認められるよう求める、今西税金裁判にぜひご協力をお願いします。

守秘義務を守れない税務署員

「守秘義務違反に抵触する」と、公然と言う税務署員。そして、最後は裁量権

あなたは、国家公務員として、自分自身に自信が無いのですか…。

事前通知を怠る税務署員

何故、月末のお昼に事前通知も無く押しかけて来るのですか。無駄を承知でまるで、都合の悪い日を、悪い時間を狙ったように…。

帳簿書類を無視する税務署員

税務署員の目の前に置かれた、開かれた帳簿書類。調査の障害は何も無いのに。

何故、見なかったのですか。「見るな」の指示があったのですか…。

請願書に無回答の税務署員

疑問点を尋ねることもできないのですか。全てはあなたの(税務署員)意のままに…。

唯一の回答は、『答える義務はありません。』『あってもあなたには言いません』

証拠書類も反故にする税務署員

異議申し立てで、延べ28人7日間34時間の帳簿の調査・不服審判所に預けた帳簿及び証拠書類の半年間の調査は何だったのですか。名ばかりの形ばかりの救済機関なのですか…。

調査理由も言えない税務署員

裁判の証人尋問で担当税務署員は「調べなければならない理由は何も無い。」と証言。それは何故…。

昔から消費税(税金)は、戦費調達資金だから、国にも言う人間が邪魔だからですか。



※みなさんのご協力、お力添えをお願いいたします。
これまで12回の裁判をおこない、全国から
21694筆の署名が寄せられています。
**今西税金裁判「公正な裁判を
求める要請署名」にご協力下さい！**

消費税の2重取りを許さず
税制・税務行政をただす京都山科の会
事務局：京都府山科民主商工会
〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17
TEL 592-5858 / FAX 502-3246
E-mail : aat60480@par.odn.ne.jp
2006年6月29日発行